

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十二号

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県文化会館条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県文化会館条例施行規則(昭和四十三年四月奈良県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第二音響設備の項中

カセットテープレコーダー	一
--------------	---

台	九二〇円
---	------

を

カセットテープレコーダー	一
デジタルオーディオレコーダー	一

台	九二〇円
台	三三〇円

に改める。

第二条 奈良県文化会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第一舞台設備の項中「八二〇円」を「八三〇円」に、「六一〇円」を「六二〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「九、二五〇円」を「九、四二〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「一、六四〇円」を「一、六七〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に改め、同表照明設備の項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「

一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表音響設備の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七二〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表映写設備の項中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改め、同表ピアノの項中「一五、四二〇円」を「一五、七〇〇円」に、「九、二五〇円」を「九、四二〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同表中継設備の項中「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同表諸設備の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改める。

別表第二舞台設備の項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「一〇、二八〇円」を「一〇、四七〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「黒板」を「黒板・ホワイトボード」に改め、同表照明設備の項中「六一〇円」を「六二〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「波のエフェクトマシン」を「波のエフェクトマシン・シンプルライト」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に改め、同表音響設備の項中「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に、「八二〇円」を

「八三〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表映写設備の項中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表ピアノの項中「一五、四二〇円」を「一五、七〇〇円」に、「一三、三七〇円」を「一三、六一〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改め、同表諸設備の項中「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条及び次項の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の際現に奈良県文化会館条例(昭和四十三年四月奈良県条例第六号)第二条の規定により使用の承認を受けている者の当該使用の承認に係る設備等の使用及びその使用料の額については、なお従前の例による。